

1. 件名: 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の核燃料物質使用変更承認申請に係る面談
2. 日時: 令和4年7月11日(月)16時00分～17時00分
3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
真田安全審査官、本多主任安全審査官
国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所
安全管理本部長 他2名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。
6. 提出資料
・京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用変更承認申請書について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	あ、はい。原子力規制庁の本田でございます。それでは京都大学の要するに複合現象各研究所からの、
0:00:10	変更承認申請が提出されておりますんでそれについて京都大学さんがご説明したいことがあるということで、
0:00:19	じゃあ、
0:00:20	大学さんの方から説明よろしくお願ひいたします。
0:00:24	はい、ありがとうございます。私京都大学原子力課といって小副所長で、安全管理本部長を仰せつかっております三澤といいます。よろしくお願ひいたします。
0:00:35	それでは私の方からですね最初に浦モリブデンの件ではなくて、株数に関係した件について、ちょっとご説明させていただきたいというふうに思います。
0:00:48	完遂につきましては、昨年10月の申請の段階では、管理区域を広げてですね、その上で各地から核燃料、ウランコンバーターを取り出して、
0:01:02	そしてその手続きをするということで申請をさせていただいたところでございます。ただその後ですね現場を見ていただいた等のこともございまして、
0:01:16	管理区域を広げると、いうことをせずに、1時管理区域という設定、これは関連の保安規定にですね1次管理区域を設定することができると。
0:01:26	ということが記載されておりますので、その対応で、外に核燃料閲覧本%取り出すことができるということについて、現場でもお話をさせて、お話を伺ったところでございます。
0:01:41	ということですので、今回の申請の中で、昨年10月にいたしました、管理区域を広げるということについては、ある意味不要であったと。
0:01:52	ということで我々としてはもう理解したところでございます。
0:01:56	その上でですね、我々として、その管理区域、今回のですね申請というのは、通っていない段階でもですね、
0:02:06	それなりの作業ができると、いうことを確認したところで、確認したというふうに京大としては認識してしまったというところでございます。
0:02:16	その後ですね米国との衛藤様のやりとりの中で、浦野返送う、浦木幡の返送時期ということについても、
0:02:27	いろいろ議論したところでございますが、結果的には、 XXXXXXXXXX ですが、Uコンバーターについては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:39	米国へ返送作業ということを行いまして、実は [REDACTED] ですが、米国に正式に到着したと、いうことを、
0:02:51	の連絡を受けたところでございます。
0:02:54	一連の米国へのこのスクラム返送作業につきましては、これはK C 臨界面装置の技術の用燃料のA層から始まりまして、
0:03:07	何回かに分けて行っていたんですが、実は今回のランクをバーター、これを返送するところで、これで一連の作業が終了して、リーダー計測京大からですね、
0:03:21	おろしプラン代表の鴻巣プランということがすべて添付されたという状況になったところでございます。
0:03:27	これについては、まだ米国からも、露木からも正式な発表はございませんで、今いつ発表するかと言うことを、
0:03:39	米国のDOEとの検討し、続けているところでございまして、今のところ8月の中頃、10月末の
0:03:50	8月の統合前なんですけど、米国から担当者が来日いたしまして、その際に、最終的な発表文書の調整を行って、
0:04:02	そして8月の中頃ないと思いますのでちょっと品質は確定しておりませんが、米国から日本政府の方から、
0:04:12	正式に京都大学からコールプランを撤去が終了しましたという、発表すると、スタッフ。
0:04:22	そういうアナウンスを出すと、いうことを今、経由予定しているところでございます。
0:04:29	今回のもですね裏門バーターの輸送につきましては、当初、
0:04:37	管理区域を広げてから作業するというので、話していたのにかかわらず、その後の作業の進展について、市さんの方にしっかりとお伝えしていただけたかということにつきましては、
0:04:51	長大側の大きな話だったと、いうふうに考えております。これにつきましては、括弧しなければいけないというふうに思っているところでございます。
0:05:02	当然兄弟としてもですね、今回の事態を受けまして、中で、今回の
0:05:11	何ていうんですか、原因究明と言いますと後も含めた、不適合管理を行ってですね、郡向後こういうことが再発しないような防止策というところについても、検討すると、いうことを考えてございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:25	今回のこのお話することにつきましては、先週金曜日に、研究所の所長とも相談をいたしまして、今日、本日、このようにお話しするということについては所長からも、所長にも、
0:05:39	了解を取っているところでございます。
0:05:42	今現状といたしましては以上でございます。今回目的のところですね払い出しというものを記載した方がいいというコメントをいただいたと。
0:05:55	いうところについて、いたにもかかわらず、高野地域の最中にですね、このようになことをしてしまった払出しを実際行ってしまったと。
0:06:06	いうこと等については繰り返しになりますが、我々研究所内での
0:06:14	いろいろな連絡等の不備があったと、いうふうにも考えておりますので、我々としても十分これ反省しなければいけないなというふうに思っているところでございます。
0:06:24	これについては以上でございます。
0:06:28	ちょっと確認なんですけどとなりますとですね、その特別核燃料貯蔵室に、
0:06:34	置いている核燃料物産もなくなりましたってその理解でいいですか。
0:06:39	はい。あとですね、特別核燃料物ところにはですね、或いは三種類のものが入っております、まず、東播地区の藍本バーター、うん。
0:06:52	ちょっとすいません、最後もう1回確認されます。はい。
0:06:58	あ、すいません。衛藤高濃縮のウランポンプあった。それから、天然ウランのウランコンバーターというのがございます施設が天然ウランという言葉が入ってるかと思えます。
0:07:11	それと、
0:07:14	K rの燃料を作ったときの残骸でございまして、
0:07:20	いう技術援助方法の残りの向後昇の濃縮ウランということで、これ93%濃縮ウランの加工行動少なくみたいなもんです。
0:07:31	3種類がございました。このうちのスクラップと90高野地区の衛藤藍本バーター、この二つは転送いたしました。なるほど。定年についてはそのままです。
0:07:45	ただ天然のウランコンバーターはそのままってということですか。
0:07:49	はいそのままです。
0:07:52	終わりました。
0:07:54	外為法との関係ではどうなってるんですか。
0:08:00	基本的には全部、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:02	はい。これは有事！！ということになりますので、
0:08:08	はい。経産省の方の手続き、輸出の許可ということですね、これはすべて
0:08:14	しっかりとした手続きを踏んでですね、米国に輸送、出すという、
0:08:22	つまり経産省の手続きは、規制庁の承認が必要だったのかどうかってことですね、必要ではなかったので出せたってことだと思うんですけど。
0:08:35	それはどうだろう。輸出実施計画報告書というものをすでに提出は、
0:08:42	早い段階でされており、
0:08:48	仕様変更承認はその外為法との関係では不要だったんですか。
0:08:56	ちょっと事実関係を確認してみないと、はっきりとは言えないんですけども、経産省、
0:09:03	申請には使用許可の内容は必要ないと。
0:09:11	を、
0:09:14	が経産省との関係では、
0:09:17	輸出に関するものだけあればいいっていうことを、
0:09:21	なんですけど具体的には何なんでしょうか。
0:09:27	わかる。
0:09:30	その物と物量等が入ってきてるものですね。
0:09:38	すいません、ちょっと具体的な書類名っていうのはちょっと今すぐわかりますかね。じゃあ、また別途、
0:09:46	面談もあってそこで教えてもらえればと思います。要するにその仕様変更承認が必要なわけではなくて、その輸出に関する手続きだけが、
0:09:57	外為表等の関係では必要なものであったとそういうことですね。
0:10:02	はい、そうだと思いますそうです。
0:10:05	そうなんだとすると、
0:10:12	ちょっと先ほど不適合という話もあったんでしょうけど、
0:10:17	これが不適合に当たるものなのか。
0:10:20	何なのかよくわからないところありますけれども、その
0:10:26	ではもうすでになくなっているっていうことなので、次はどう、どうするつもりでしょうか。
0:10:33	はい。今回ですねこの申請をさせていただいたところの一番の目的は、ウランモリブデンを使用できるようにするというのが一番の目的でございましたが、
0:10:46	その中で各種についても、若干変更するというところで昨年10月に申請したところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:53	で、実際物がなくなっているというところがございますので、この申請が許可していただけるんでしたら許可され次第ですね、
0:11:03	すぐにトラン本バターを削除する、それからスクラップを削除すると。
0:11:08	いう申請を出すということで、我々は考えておりました。おります。
0:11:17	そうなるのであればですね先に臨界集合体、本来であればもう
0:11:28	核燃料物が米国に行ってしまうので、それを速やかに反映するための変更っていうのを、
0:11:37	この臨界集合する臨界集合体等の変更とあわせて、
0:11:42	今やるっていう対応。
0:11:45	を取るのか、それとも先に臨界集合体等承認受けてから、もうすでに払い出してもらったものを反映する変更をかけるのか。
0:11:57	ていうと当社ですね。
0:12:00	まず原子炉の設置変更申請書というところにも、まだ高濃縮ウランと濃縮が今併記して帰ってるところでございます、
0:12:11	これまずそちらの燃料の行動手段を落とすというところについては本年度中に申請をするということを考えていますということについては計算、芦沢の方には、そのように伝えておりました、
0:12:25	それについては了解していただいているというふうに考えております。新算定のうちでしたっけ。
0:12:34	研究の審査なんですか、1人分の。
0:12:37	最近担当金子さんという方に来られた藤森さんから金子さんに代わられたということですが、
0:12:47	そちらの方に関する
0:12:49	はい。
0:12:51	そっちの試験の方のお話をしているって日、ごめんなさいちょっと今、先ほどじゃ考えじゃなかったんです。すいません。確認の方だけです。確認ですね。大変申し訳ありません私うっかりしておりました、
0:13:05	核燃の方につきましては先ほど申しました通り、もともとK U C A K U C Aの各技師の燃料については記載はございませんでしたので、
0:13:16	勝にある、今言いましたウランコンバーターと、スクラップ、この二つを削除するということについて、
0:13:24	大至急、これが承認され次第の申請で出すということを考えておりますが、多分全国での返送が終了したと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:36	いうタイミング映像が終了したという、正式なアナウンスが出ないとこれちょっと我々としても申請できないなというふうには思っておりましたので、8月中旬に申請、
0:13:49	正式な米国からアナウンスあれしない。衛藤作業する申請をするということを考えています。
0:13:57	となるとですねその試験炉の方も同じ対応をとるんですが試験炉も、
0:14:03	燃料を米国に払い出す作業というのはやっています、
0:14:07	それはその事後申請ですね終わったら、申請するっていうスタイルなんですね。
0:14:13	はい。それはですね原子炉の方につきましては、このスクラムが使えるという案が書いてあるだけですんで、
0:14:23	それが使えなくなったというところについては、今でも使えるという、ある意味枠組みをとるとというのが原子炉の申請というふうに我々理解しておりますので、
0:14:34	今もう実際亡くなっておりますので、これは改めて申請をするということでこれもやっぱり米国の
0:14:44	ウラン濃縮アート高野地区の演奏が終了したよというアナウンスがあってからでないと申請できないなというふうに思う。
0:14:54	となるとですねそう。
0:14:57	今手続きとして、
0:14:59	不適合だみたいな話もあったんですけど対応としては今回、結果として、試験炉と対応同じになったっていうだけなんじゃないんですか。
0:15:10	はい。すいません私不適合と申しましたのは、いろいろ、
0:15:18	10月、12月以降のですね、江藤いろんな審査のは、ヒアリングの中で、
0:15:23	払い出すというところの記載について、コメントをいただいたにもかかわらず、その対応についてのが十分しっかりできなかったと。
0:15:36	ですからそういうところにどこに問題があったかということを我々としてはしっかりと反省しなければいけない。そういう意味での適用で、はい。なるほど。
0:15:46	なんで手続き庄野文園が法律上の法律違反に当たるのかどうかみたいな話。
0:15:53	ではなくて、なぜならその外為法との関係では通ってますと。
0:15:58	試験の方の関係では、
0:16:03	要は承認を苦笑においてからすべての行為が終わってから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:07	枠を取っていたものを普通に戻すと。
0:16:10	いう変更、速やかにかけるということにもともととしていて、
0:16:16	使用側にはちょっと違う説明になっていてその許可承認終えてから移送してっていう話になったんだけど、
0:16:24	試験炉と同じ対応をとるということにしました。はい。
0:16:29	ただ、そういう判断をしたっていうことを、規制庁には説明がなかった ので、死守成長の使用担当には説明が、
0:16:39	なかったということは不適合に当たるのかもしれないですけど
0:16:45	何か手続き上の不備があるのかないのかっていうと、兄弟としてはない っていう。
0:16:50	整理でいいですよ。
0:16:53	ありがとうございます。今まさに説明していただいた、まとめていただ いた通りで、我々としてはですね法律上と申しますかそういう手続き上 の不備はなかったと。
0:17:05	いうふうに考えておりますこれは今言われました外為法の話にしても、 移送の話にしても、
0:17:16	保安規定とか近江です。
0:17:20	計量管理の計量管理の問題にしても、すべてそれはクリアしているとい うふうに考えております。
0:17:30	だからそうなんだとすると、
0:17:45	へえ。
0:17:46	藤。
0:17:56	それは何で起きたんですか。その試験炉を担当してる人と使用担当して る人が、
0:18:01	今コミュニケーションを図れなかったんですが。それとも、
0:18:06	いよいよ申請間近になって、手続きを見直したところ、試験炉側の対応 でいいんじゃないかっていうふうに考え直したのかはどちらなんです か。
0:18:19	コミュニケーションミスだったのかそれとも後でやっぱり気づきました って話なのかは、
0:18:26	どうぞ。
0:18:28	はい。今まさに私は二つあると思います。まず試験の伴と対応していた のは、私ミサワキタムラの
0:18:39	17になっておまして、タカハシが各年度の方の担当でやっていたとい うところでおまして、この内部での

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:50	コミュニケーションというのが不足していたということが一つ。それから、はっきり申しまして、払い出しというところについての記載目的記載ということをするためと、
0:19:01	いうことが、をちょっと示してしまったというところ。
0:19:07	その二つが大きな原因ではないかと思います。ただタカハシ、1人の問題ではなくてですね、本来、これはあの中ですね、十分情報共有をしてやるべきだったところが、
0:19:21	うまくいってなかったと、いうことが問題だったと思います。コミュニケーションそれからなしでないでの組織での対応の
0:19:31	不備と。
0:19:32	はっきり不備とちょっと言いますかなというふうに思っております。
0:19:37	わかります。
0:19:38	そうなるんですちょっともう1回確認なんすけど、
0:19:41	試験炉の方はその燃料の話は、使用済み燃料の処分の方法で、ちゃんとその米国に返しますかっていう許可を取って、
0:19:50	いるわけですよ
0:19:52	試験炉にも核燃料物質が入ってるんですか
0:19:56	何て言うんでしょうか、その払い出しに関する規定は試験炉ではもうすでに、
0:20:01	米国にはやる規定がありまあると思うんですけど、
0:20:05	はい、燃料はあるんですかね。
0:20:09	えっとですねまず
0:20:12	当研究等ケア研究炉の設置変更申請書の中にはですね、燃料の処分の方法という記載するところが本文でございまして、うん。そこに何で書いてあるかという、
0:20:27	ちょっとすいませんちょっと確認しますがそこにですね、一步、
0:20:36	本人は、
0:20:39	ちょっとで困ってて、
0:20:42	で、
0:21:01	はい。すいません
0:21:06	申請書のところにはですね、何を書かなければいけないっていうのが9校を
0:21:13	お金取りまして、その中の8番目の項目にですね、使用済み燃料の処分の方法と、いうことを書くことがもう法律で決まっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:25	そこにはですね、今ちょっと読ませていただきますと、使用済み燃料については、国内の他の事業者または我が国と原子力の平和利用に関する協定のための
0:21:39	協定を締結しているふうに引き渡すまで、本原子炉施設沿道に保管すると。
0:21:46	いう形で書かせていただいております。これ指針昇格時に、規制庁さんとも相談してですねこういう文章にしたところでございます、ここにあります。具体的には、
0:21:57	平和による協定を締結している国に引き渡すということで、書かせていただいているところ。
0:22:08	うん。
0:22:08	となりますとその試験炉とはちょっと違うんですね、試験炉はその使用済み燃料を払い出すものについてはもうすでに承認を受けているので、
0:22:19	その承認に沿った方法でやったっていう。
0:22:23	話なんですね。
0:22:25	使用の方は今どういう話になったかっていうと、
0:22:30	要するにその試験の物であって核燃料物と処分の方法っていう記載がないってないので、
0:22:36	ないんだけど、核燃料をうそ処分の方を書くっていう審査をしたんだけど、
0:22:44	それはその審査を申請を受けずして対応ができるものである。
0:22:51	という判断でやったっていうことなので、何ていうんですかね
0:22:58	当試験のとは少し状況が違う、違うっていう。
0:23:05	ことでいいですかね。
0:23:07	はい。私もそういうふうに思います。原子炉の堅持へと。
0:23:13	県の場合は、今もう明確にこう書いてありますので、多分、全く問題ないと思うんですが、
0:23:21	核燃料の使用の場合には、確かにそういうところの記載については、やや曖昧になっていたのかなというふうに思います。
0:23:29	これも言い訳になってしまいますが、我々としてこのプランコンバーターこれも40年以上ずっと交換していて、
0:23:41	主の施設のところで使っていたというところでいつかは返すということをはかえて考えていたんですが、
0:23:47	あの当時もですね、それについてのあまり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:54	議論にもならなかったというところもございまして、今回我々としてで すね、そこの記載がなくても、
0:24:02	特に問題ないだろうという判断をしてしまったと。
0:24:07	いうところで返還手続きをしたというところでございます。ただ、ご指 摘の通り、昨年12月の段階です、洗い出しというところの
0:24:19	要因というコメントをいただいたということについては、それはもう事 実でございますので、一杯する適切な対応ができなかったというところ については、我々十分反省しなければいけないというふうに思います。
0:24:34	なので、要するに明らかに社員は
0:24:40	承認を受けずして、
0:24:43	米国に返送するという行為が、不備に当たるのか、否やという話があ って、
0:24:53	そこをちょっと正確に家を確認とらないといけないと思ってんですね。
0:24:57	おそらくですよその、
0:24:59	担当者レベルの話でいうと、す。
0:25:03	そう核燃料物を払い出すってのはちょっと運用の世界になったんじゃな いかと思ってて、
0:25:09	要は使用済み燃料の処分の方法は明確に、
0:25:12	申請すべきという話になってるわけですね。
0:25:15	核燃料物訴訟の方法は明確に申請すべきなのか何なのかよくわからない 世界の話になってるもんだから、
0:25:23	使用済み燃料と処分の方法と同等の記載が必要じゃないかみたいな議論 が審査の中であって、
0:25:30	両者が合意したので、合意して審査を進めたからその方向で動いたんだ けれども、
0:25:37	実際その核燃料物の処分の方法を別に書かずしても、事後で対応して も、
0:25:42	問題なしってまさにその
0:25:46	外為法等の関係では問題なかったわけであって、
0:25:52	で実際に渡した先の、
0:25:56	別に、
0:25:58	何か
0:26:02	平和利用との関係で問題がある人に渡したという報告を我々としても受 けてるわけでもないので、
0:26:09	だから変更申請マター。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:13	ではなかったっていう。
0:26:18	ただ、なくなっているんで、速やかに変える必要はありますっていう。
0:26:22	話は、日数何なんかな。
0:26:28	多分それでいっても、ただ、そのうちもその、
0:26:38	ちょっと確認を取らないといけないと思ってます。というのは
0:26:45	臨界CO体一層の変更を受け付けて速やかに手続きに入ると言うよりかは、
0:26:53	もう1個の特別確認書同数の対応。
0:26:58	と今後の方針を整理してもらって、それをもらって、それで法令上問題ないですよって確認取ってから承認っていう、
0:27:07	スタイルになるんじゃないかと思うんですけどね。だからその、
0:27:13	何で核燃料物質の枠は取ってそこに許可違反はないですと。
0:27:17	管理区域については一時管理区域設定にしているんで、変更承認を必要とするものではなかった。
0:27:24	輸送の手続きは、
0:27:26	炉規法としてやりましたって書いた本手続きはやりました。
0:27:30	その事後に出す。
0:27:32	ていう手当をしようと思っていたっていうことに、
0:27:37	法的な不備がないっていう兄弟判断なので、
0:27:40	そのは法的な意味がないっていう説明をしてもらって、
0:27:45	それで我々としても不備はないですよ。
0:27:48	いうことであれば普通2%です。
0:27:50	不備がありますっていうことだと、我々としてもこの理解集合体等をそのまま新審査していいのか。
0:28:00	特別確認の話を、
0:28:04	後で直すということは強いのかちょっと判断つかないので、
0:28:09	カラー
0:28:11	京大さん。
0:28:13	の中でのいろんな込みコミュニケーション不備あったのかもしれないんだけど、そもそも、
0:28:18	手続きとして不備があるのかないのかっていう、
0:28:22	ないっていう説明だと思うのでそれはないっていう。
0:28:26	資料を作ってもらって、ちゃんと説明を受ける今口頭で受けましたけど、
0:28:32	はい、そういう話ないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:37	ありがとうございます。
0:28:39	すそれではですね今言われたような、我々として、今回のところに対する考え方というか、法律の不備の沖がないということも含めてですね、
0:28:51	ちょっと説明した資料を作成して、見ていただくと。
0:28:57	いうことを衛藤させていただくということでよろしいでしょうか。はい。それをちょっと、引き続き資料準備、そうですね。面談をして、我々の中でちょっと、
0:29:10	確認を取らないといけないはずなので、はい、そうさせていただきます。はい。
0:29:18	ありがとうございます。
0:29:34	協定はあれなんだよな。
0:29:59	それで資料を作りましたら、お送りして、もう一度、またヒアリング面談をしていただくと。
0:30:11	いうことで、我々も準備したいと思いますが、よろしいでしょうか。ちょっともう1点あります。
0:30:18	奥本屋内に
0:30:21	米国、日米原子力協定ですかね日米原子力協定に基づいて、米国に返しているって核燃料物質あるんですかね。
0:30:30	返還実績はありますか。
0:30:33	ですね、原子炉用の燃料ということでありましたら、つい最近、東大の八尾井上紫藤の流量を、
0:30:44	変換したというのを、この前、バイデン大統領が日本に来たときのタイミングで米国から
0:30:53	全国だったかな、正式なアナウンスがありました。ただそれをすいません原子炉用燃料ですのでそういうことになると、核燃料のですね資本関係、あと、
0:31:06	全国に種を、原子炉の燃料を返還したってのはつい最近のか灯台になりますか。す。もう少し前ですと、当J AのF C
0:31:19	プルトニウムを返したというのが、2002、
0:31:25	今から七、八年前ですかね。そういうのがあったところであります。
0:31:31	ちょっとその下、
0:31:34	原子炉についてはいくつかそういうのあれですが、核燃料に関してですね協定に基づいて変換したっていうのについてはすいません、ちょっと。
0:31:46	資料あります。はい。いえ。はい。大丈夫です。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:50	すいません。はい。
0:31:55	そういたしました後は、ちょっとこの、
0:31:58	作っていただいている資料説明。
0:32:01	いただければと思います。はい。
0:32:04	今日の、はい。はい。これです。
0:32:07	はい。
0:32:08	こちらの方はタカハシの方から説明してもらいます。はい。
0:32:13	はい。すいません。東京大の高橋です。
0:32:17	それではですね
0:32:19	いただいた質問について回答させていただきたいと思います。まずいただいたコメントの一つ目としてですね、今回の申請の中にございます目的番号の2と3の使用 방법에記載のある、
0:32:34	ウランモリブデンと濃縮ウランは、入手するようなモリブデンの追加による実験なのかということなんですけれども、
0:32:41	今回、ここに記載しております。
0:32:46	内容というのは新しく入手するウランモリブデンですね塩野を使用の方法に追加したいと思います。
0:32:53	使用の方法自体はですね既承認の範囲のものということで、変更はなくてですね、燃料物質の種類を追加することになります。
0:33:07	ちょっと具体的に
0:33:13	追加するのは、まずは、中性子計測のための中性子検出箱としてウランモリブデンを追加する。
0:33:24	はい。あともう1個は中性子スペクトルの測定における核燃料物質に、
0:33:29	ウランモリブデンを中追加するっていうふうに理解してますけれども、
0:33:34	今、この紙、
0:33:37	期初にの使用方法に変更はなくて、
0:33:41	単に対象物質が変わりますと、
0:33:45	いうご説明であったと理解しますが、
0:33:52	すみません変更がないっていうのは何ていうんでしょうそのそのそれぞれの
0:33:58	中性子検出器は区として使うもの、或いはスペクトルようんの測定条件陰口として、
0:34:07	追加するっていうのはその裏モリブデンってのはもともとこう夏でした。こういった上で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:13	ステンレスの箱に入ったものっていうふうに認識してるんですけどもそれを何らかこうするっていうか、そのままう、
0:34:23	検出は区として使うとか、
0:34:27	測定における核燃料物の対象物質になるっていうふうにそういう理解をしましたけどいいですかそういう。
0:34:34	はい。ウランモリブデン自体にですね加工を加えることはございません。
0:34:39	何か測定方法が変わるとかそういうのもないわけです。
0:34:44	受験方法にしても大きく変わることはございません。
0:34:49	はい、わかりました。
0:34:51	測定方法仕様を
0:34:58	これまで当協会承認いただいております。これからの電力室の対象物として、新しく今回導入するウランモリブデンを追加するということになりまして、
0:35:10	その裏モリブデン階は三つされたものでございますので、それを新たに加工したりということは予定しております
0:35:20	そうすっとすいません埋却というか同じことの繰り返しで恐縮ですけど、
0:35:26	つまり、浦モリブデン以外ですでもう使えますよって承認されているものの核燃料物質、
0:35:32	お金、天然ウランとか、
0:35:34	他の申し込み等ありますけどそれと何ら同じ位置付けですと。
0:35:41	はい。いうことでいいでしょうか。
0:35:43	はい、おっしゃる通りです。はい。はい。
0:35:50	すでに、
0:35:52	承認を行ってる。
0:36:12	はい、では次お願いします。
0:36:14	はい。続きまして目的番号2、3、4にですね、臨界実験装置等ということで、等という言葉が入っているんですけどもこれは何を指すのかというご質問に対しての回答ですが、
0:36:29	原子炉用燃料で構築された臨界体系においてだけでなくですね、牧商人の範囲で延命ウランだけを用いたような臨界体系で、
0:36:39	使用するということを明確にするため、今回等という言葉を追加させていただきました。
0:36:50	減少。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:56	減少で、弁はあれですかそうずっと原子炉、原子炉燃料、
0:37:03	原子炉用燃料が、規制庁の本田ですけども原子炉用燃料で構築された臨 界体系ってというのは臨界実験装置、
0:37:12	京都大学さんでは表しておって、
0:37:19	天然ウランだけを用いたような、
0:37:22	臨海会計ってというのは、これは、
0:37:26	上とど、
0:37:29	原子炉用燃料で構築と。
0:37:32	天然ウランだけを用いたってその違いっていうことになる。
0:37:38	これまでのこの承認の範囲でも、この臨界実験装置の中にですね、天然 ウランを
0:37:47	原子炉用燃料とですね、こういった天然ウラン等の実験用核燃料を合わ せたような炉心というのは、
0:37:57	臨界実験装置として合わないですよ。はい。それをより明確にするた めにですね。うん。
0:38:07	天然ウランだけでもですね臨界実験装置は、の頭の枠組みの中に入れら れることができるようにということで、
0:38:18	はい。
0:38:18	すいません。京都大学です。はい。ちょっと補足させていただきたいと 思います。我々としてですね臨界実験装置というのは、これ制御棒でコ ントロールして、
0:38:32	そして安全を確保しながら運転をすると、いうことを前提にしたそうだ と、いうふうに考えております。要するに制御系というものがあって安 全保護回路があつての、長谷委員会の継続、原子炉ということになりま す。
0:38:50	これ、この辺は使った体系というのはですね、これもともと臨界になる ことはありえませんが、制御棒とかですねそういうものについては、 これ、
0:39:02	不要、
0:39:03	要するに委員会絶対なりませんので、ありませんということで、先ほど 言いました、装置として使うのではなくて、例えば制御棒とか安全崩壊 がなしでもですね実験ができるような体系と、
0:39:19	ということで、等という形で書かせていただいたところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:25	臨界に系装置を使うということになりますと、これは原子炉保安規定に基づいてですね、様々な事前手続きを送って、行います。それはもう、いろんな安全を確保するんですか。
0:39:37	本来は若干それとは違うということで、いう形で書かせていただいたところでございます。
0:39:44	ちょっとありがとうございます
0:39:46	そうすつとあれですか京都大学さんの中において臨界実験装置とは今、三澤先生おっしゃったみたいに、方形とか制御棒とかが非常に動く状態で、なおかつ、
0:39:59	原子炉用燃料がちゃんと入って、
0:40:02	それを臨界実験装置当間予防というか、そういうふうにして、定義づけていらして、
0:40:08	です。
0:40:09	定義づけてそうですけど、
0:40:11	じゃなくてその保護系が安全を系が作動しないとか、制御棒が作動しないとか、
0:40:20	加えてその減少燃料がこう入ってなくて、
0:40:24	定年預けこう尽くされているようなことでのその試験もしたいので、
0:40:30	はいそこで臨界実験装置って1括りにしてしまうと今の
0:40:36	小定義っていうかある一定の臨界実験装置と呼ぶにふさわしくない状態で、
0:40:45	使うこともあり得るからこう等というふう
0:40:50	ぎりぎりやってらっしゃると。
0:40:52	こう理解しません。正しいですか。
0:40:55	三澤です。今まさにご説明いただいた通りですね、ございます。そのようなことですね等々ということで、若干ちょっと違う、違う使い方がおかしいんですけど、可能にしたいと。
0:41:09	いうところでこの等というのをつけさせていただきます。
0:41:12	今までのですね天然ウラン等にすいません。以上です。そういうことです。はい。はい。
0:41:21	今、
0:41:23	伊澤先生と高橋先生おっしゃった臨界実験装置っていう
0:41:28	は、まずね、その専用の燃料が入っておって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:32	制御棒が作動したに作動でき、でき、安全を啓蒙、作動するということのちょっと私、定義って言っちゃいましたけどそれはあれなんすけど共通的なものなのかそれとも大学さん特有のもの。
0:41:49	いや京大ミサワです。もうやはり原子炉っていう、このインター実験装置研究炉ですので、原子炉を使うということになったらですね、
0:42:01	多分、我々独自の定義というよりも、もうこれ、日本のこういった崩壊も使えて、制御棒が使えということは前提だと思いますので、それとは違うということで、
0:42:15	どういうことを書かせていただいたところでごさいますて我々独自の定義ではないと、いうふうには思っております。
0:42:24	わかりました。これも原子炉ではないっていうことで、原子炉施設ではない今、つまりは、だから、こんなですけどすみません
0:42:35	臨界実験装置と呼ぶには、そういった保護系が働くようになっていたり、
0:42:41	制御棒がちゃんと動作するようになっていたりするのを、
0:42:45	臨界装置という部分であって、
0:42:48	はい、ということでそういう条件がそろってない場合は呼ぶにふさわしくないみたいなの。
0:42:55	そうですねその条件を、なくてもちゃんと安全な実感ができることが事前にわかっていればですね、後も可能であろう。
0:43:05	いうことです。はい、わかりました。いや、
0:43:13	3番目お願いします。
0:43:15	はい、京都大学のタカハシ続きまして3番目ですか。新しく追加したγ線検出器の被ばく線量というのは問題ないのかということなんですけれども、
0:43:25	ガンマ線形式で測定する核燃料物質の量は使用許可料の一部でごさいます。
0:43:32	今回新しく入手するウランモリブデンサンプルというもので考えた場合も、
0:43:38	サンプルであれば数枚程度というふうに考えておるところでごさいます。
0:43:42	使用者の被ばく量というのは非常にわずかでございまして、
0:43:46	従事者の被ばく量の範囲に方案されるものであると考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:51	また、業務従事者というのは法令で定める線量限度を超えないようにガラスバッチポケット線量計としまして、定期的に外部被ばく線量を測定管理されております。
0:44:03	今回新しく等は使用の目的を追加したということで、
0:44:09	新しくこのγ線検出器という装置を追加させていただいておるといところでございます。
0:44:18	はい。
0:44:19	規制庁の本多です。ありがとうございます
0:44:25	両々はまず量及使用許可後分である、済まない程度、使用者の被ばく量がわずかっていうのは何かこう比較するものがあるってわずかっておっしゃってるのかなって。
0:44:37	思うんだけど、それは何と。
0:44:40	何というか従事者の外部被ばく線量のところ、
0:44:46	に比べると、もうあれはちょっと枚数今言えないんですけども、ここで使用するものよりも、
0:44:58	倍々以上といたしますか、ちょっと、ちょっと枚数、関係してくるので、いいですよと。
0:45:10	浦モリブデンの追加とか使用とか貯蔵で考慮したときに従事者で幾ら管理区域で幾ら周辺買い付け幾らって今、
0:45:21	当初申請でもあるし、補正申請にも入ってると思うんだけど、
0:45:27	それと比較しているってということですか。
0:45:31	そうですねそれと比較して、その中に範囲、十分包含されるものじゃない。はい。
0:45:40	だから今、今ちょっと私が申し上げた浦モリブデンの使用というのはどういう作業を想定している。
0:45:49	ものになるんですか。
0:45:52	γ線見識を使用したものである場合は、
0:45:57	そのサンプルですね、ものをですね、形式の上に置いて、1年はもうすでには離れてですね。はい。実際のところは
0:46:09	鉛シールの中に入ったこの
0:46:12	ですので、
0:46:14	被ばく線量としてはかなり少ないものではあるんですけども、そのシールアップデートしたとしても、形式を置いて、距離を離れた上での測定が行われるということでございます。
0:46:27	検出器の上にこのサンプルを数枚送った感じ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:31	ですか。そうですね基本的には1万円。
0:47:12	わずかでありっておっしゃって何か具体的な数値はあるんですか。
0:47:18	今具体的な数字が全部できてないんですけども必要であれば、準備させていただきます。すいません兄弟ミサワです。はい。申し訳ありません。八木沢です。
0:47:28	この岩盤の金式を使ってですね、それを測定するっていうのは我々、浦本店以外にですね、十分な経験がございます。はい。杉浦モリブデンになったからといって資料に高くなるということは考えられないなというふうに思っております。
0:47:46	はい。具体的な数字というのはですね、私もう30年以上、実験、
0:47:53	合ってるんですが、なかなか多分、10m S v 行かないと思います。
0:48:01	その程度だと思います。
0:48:05	わずかというのは具体的な数字ちょっと江藤場によって違ってきますが、岩種能形式を使っている中で、今年経験10枚といったことはございません。
0:48:16	ですので、今回もその程度だろうなというふうに想像しております。この程度であれば、わずかという、言っても、実験で問題ないかなんて言われる経験上問題ないか、いうふうに、
0:48:31	ちなみに、施設はですね一応20m S v というのが一つの目安になっておりまして、それを、こういうことは超えないかというところで、一つのクライテリアといいますか、判断材料になる。
0:48:46	今言いました通り、そこをない範囲ということで、今、順番として計上させていただいたんですが、その程度で済むんじゃないかなというふうに思って、
0:48:58	ダンボールのこれ、実際これ測定した経験ありませんので、何とも言えないんですけどいうことで、
0:49:10	はい、はい、わかりました。
0:49:15	言えない。
0:49:18	じゃ4番お願いします。はい。続きまして小平高橋です。最後4番なんですけれども、管理区域の評価点はどこかというご質問ですが、
0:49:29	P D C A の中でですね情報が点在しておりましてまた会議によって各やつ等も異なることから、
0:49:36	すべての燃料が炉心の中心に集まっているとしてそこからサイトの協議と、壁厚を最初の単位として、評価を実施させていただいております。
0:49:46	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:48	どこか。
0:49:49	ちょっとどこかっていう。
0:49:52	あれなんでこの図面がないとなかなかわかりにくいんですけど、
0:49:59	ちょっと
0:50:00	今、もう見せる必要ないですよ見ないんですけど、どちら方向とかって言えます。
0:50:14	申請者を持っているのでしょうか。
0:50:17	ちょっとお待ちください。
0:50:23	今日すいませんいろいろ気をつけていただいてはどうぞ。
0:50:28	これ、次の面談でいいんじゃないですか。質問の4の話って、次、ちょっとまたちょっと、どうぞ。
0:50:51	坂君。
0:50:52	もう一番、
0:50:56	はい、状況に近い。
0:50:59	近いところから、
0:51:04	全然この質問の4はちょっと別途この話はまたヒアリングがあると思うので何か整理したら、説明できるような図面とが出せるのでしょうか。
0:51:16	そうですねこれまでのヒアリングでもあまり来マスクング箇所をふやさない方がいいということがありましたのでちょっと今回図面は割愛させていただいたんですけども、もし、次回、ヒアリングの際に図面があった方がより正確ということであれば、
0:51:31	その前ささせていただきますマスクング等で比較なんですけれども、
0:51:37	図示させていただきたいと思いますので、なのでちょっと説明の仕方、また検討いただいとということでもいいかと思います。はい。
0:51:47	はい。衛藤説明として、はい。思います。ありがとうございます。
0:51:53	それ、
0:51:55	じゃあ終わりますか。
0:51:58	調整すると。
0:52:05	はい。はい。規制庁の恩田です。ご説明していたことを、
0:52:11	ありがとうございましたいくつかね、ちょっと確認させていただいてちょっと次回もっていうようなこと、場面もちょっとありましたけれどもそれに向けて、またちょっといろいろ調整させていただきたいと思います。
0:52:24	面談、こちらからは特にございませんけど京都大学さんから何かございますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:31	ないです。
0:52:32	一旦終わりました。はい。どうもありがとうございました。こちらからの先ほどの資料、早めに出して、速水南させいただきたいと思います。はい。
0:52:45	それではこれで京都大学さんから出されている変更承認申請書のご説明の面談終わりいたしますどうもありがとうございました。
0:52:55	失礼します。
0:52:56	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。